

平成 27 年第 3 回定例会(9 月)議決結果

第3回定例会が平成 27 年 9 月 3 日から 15 日までの 13 日間の会期で開催されました。条例、決算、補正予算など 25 議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)が 10 月 5 日に施行されることに伴い、地方自治の個人情報保護条例も必要な保護措置を講じる必要があるため、条例の一部を改正するものです

●議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成 27 年 10 月 1 日からは、公務員も厚生年金に加入することになるため、関係条例の一部を改正するものです。

●事務手数料条例等の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)が 10 月 5 日に施行されることに伴い、個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、併せて住民サービス向上のため、別表の一部(専用住宅証明の手数料など)を改正するものです。

●学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

施設の建て替えに伴い所在地を変更するとともに、規程の整理を行うため条例の一部を改正するものです。

●下水道条例の一部を改正する条例の制定

(継続審査)

公共下水道事業の財政収支において、財源不足が見込まれるため、健全な事業運営の維持を目的として平成 28 年度から 31 年度までの 4 年間で下水道使用料を平均 11.4%値上げするため条例の一部を改正するものです。

【契約】

●緑ヶ丘団地エレベーター設置工事(5棟)契約の締結

(可決 満場一致)

緑ヶ丘団地エレベーター設置工事(5棟)について、約6,800万円で契約締結するものです。

【予算】

●平成27年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)

(可決 賛成多数)

歳入歳出それぞれ1億2,000万円の増額補正を行うものです。

歳入＝普通交付税7,500万円、臨時財政対策債3,400万円、過疎対策債2,900万円や社会保障・税番号制度補助金(個人番号カード関連事務)46万円を増額計上したほか、財政調整基金繰入金3,600万円を減額措置しています。

歳出＝高校生等通学費補助金1,200万円、小中学校通学費補助金24万円、夏井ヶ浜海岸崩落防止工事県事業費負担金2,900万円、町民会館消防用設備等改修工事等370万円、新病院建設に伴う外周道路工事2,900万円(二工区については債務負担行為)などを措置しています。

●平成27年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

歳入では前年度繰越金2,000万円を増額し、歳出では返還金額決定に伴う過年度分退職者医療交付金返還金400万円の増額及び調整による予備費の増額を計上しています。

●平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)

(可決 賛成多数)

収益的支出では、26年度の売り上げが確定したことに伴う地方公共団体金融機構納付金2,400万円を増額計上し、資本的支出では、外向発売所の増築及び特別観覧施設ROKU(ロク)の設置に伴う工事負担金1,800万円、リース資産購入費86万円を計上しています。また、オラレ日南施設の拡張工事に伴い、施設内の映像関連機器の増設等を行うため工事負担金250万円を計上しています。

●平成27年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(一部修正可決 満場一致)

資本的支出では、社会資本整備総合交付金による浄化センター及び西浜町ポンプ場他3箇所の改築更新工事で発生した撤去品売却益のうち国庫補助金分を返還するため、国庫補助金返還金63万円を増額計上しています。

なお、下水道使用料改定の条例案が継続審査となったため、それに関係する予算の下水道使用料改定に伴うシステム改修業務委託1,170万円の補正金額は0円に修正されました。

【決算】

- 平成 26 年度芦屋町一般会計決算の認定
- 平成 26 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定
- 平成 26 年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定
- 平成 26 年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定

(認定 賛成多数)

- 平成 26 年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定
- 平成 26 年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定
- 平成 26 年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定
- 平成 26 年度芦屋町病院事業会計決算の認定
- 平成 26 年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定

(認定 満場一致)

【請願】

- 障害者差別解消法に関する条例の制定を求める請願書

(採択 賛成多数)

障害者差別解消法は、平成 28 年 4 月 1 日から施行されますが、その第 3 条「国及び地方公共団体の責務」に「国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない」とあります。今後、芦屋町において障害者差別解消法に関する条例を制定し、当事者や家族が安心して暮らせるための具体的な取り組みをしていただくよう要望する請願です。

なお、条例策定の際は、障害者権利条約の精神にのっとり、当事者・家族の意見を取り入れるよう求めるものです。

※請願の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

【その他】

- 過疎地域自立促進計画の一部変更

(可決 満場一致)

計画している大型事業などを過疎地域自立促進計画に反映させる必要があるため、「過疎地域自立促進特別措置法」第 6 条第 7 項の規定に基づき、計画の一部を変更するものです。

- 指定管理者の指定

(可決 賛成多数)

国民宿舎マリンテラスあしやの指定管理者として株式会社グリーンハウスを指定するものです。指定管理の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間で

●町道の路線廃止

(可決 満場一致)

町営住宅後水団地の廃止・建て替えに伴い、解体工事着手前に町道の路線廃止をするものです。

後水2号線(大字山鹿字城ヶ浦 191 番地先から大字山鹿字城ヶ浦 189-1 番地先)

●平成 26 年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分

(可決 満場一致)

未処分利益剰余金 7 億 8,400 万のうち、3 億円を建設改良積立金へ、残りを利益積立金へ積み立てるものです。

●芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定

(可決 賛成多数)

会議規則第 2 条に「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」と追加するものです。

【報 告】

●平成 26 年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率の報告が行われました。

●専決処分事項の報告

町税の収納事務の遺漏に伴い発生した貸越利息の損害賠償額について地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものです。